

(参考資料2)

東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方

【東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】

(平成13年12月11日公表、平成19年7月18日改正)

I ガイドラインの目的

- (1) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、総務大臣は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「東・西NTT」という。）による地域電気通信業務等¹の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、東・西NTTが、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務²その他の業務³（以下「活用業務」という。）を営むことについて、認可をしなければならない。
- (2) 本ガイドラインは、活用業務の認可に関するNTT法の運用方針を事前に明確化することにより、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等に資することを目的とする。

II 認可の申請

- (1) 東・西NTTは、活用業務の認可の申請に当たり、次の資料を提出すること。
 - ① 業務の内容
 - ② 業務を営む理由
 - ③ 業務の開始時期
 - ④ 業務の収支の見込み

¹ 「等」とは、地域電気通信業務に附帯する業務（NTT法第2条第3項）を指す。

² 活用業務に該当する電気通信業務には、東・西NTTが都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供を行うことのほか、都道府県の区域を越えて料金設定を行う場合が含まれる。

なお、活用業務が県内通信に係る業務と不可分一体のものとして提供されることとなる場合においては、これら業務を一体としてとらえた上で審査する。

³ 「その他の業務」としては、例えば電気通信業務に関連する経営コンサルティング等の業務を想定しており、放送業は含まない。

- ⑤ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- ⑥ 所要資金の額及びその調達方法
- ⑦ 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

(2) 上記の⑦については、別紙1に掲げる7つの項目（パラメータ）に沿って、公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置について記載すること。ただし、別紙1に掲げる7つのパラメータのうち、一定の項目について既に十分なルール化が行われている場合等、特段の措置を講ずる必要がないと判断する特別の事情がある場合には、東・西NTTはその旨を付して提出すること。

Ⅲ 認可基準の具体的な考え方

NTT法第2条第5項においては、東・西NTTの活用業務の認可の判断基準として、次の2つの要件を規定している。

- ① 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ② 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること

1 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ

(1) 趣旨

東・西NTTは、NTT法に基づきユニバーサルサービスの提供の確保並びに電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及という責務が課される特殊会社であることから、東・西NTTが活用業務を営むことにより、本来業務である地域電気通信業務等の遂行に支障が生じ、その結果、これらの責務の履行が困難となるおそれがないことを確保する必要があるため、本要件が設けられている。

(2) 「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」の内容

次のような場合には、東・西NTTが活用業務を営むことにより、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、東・西NTTの財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営

資源⁴を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれが生じる場合

(3) 「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」の審査

ア 東・西NTTは、Ⅱ(1)の①から⑥までに掲げる資料に基づき、活用業務を営むことにより地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないことについて説明すること。

イ 総務大臣は、Ⅱ(1)の①から⑥までに掲げる資料に基づき、申請に係る活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるか否か判断する。

2 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」

(1) 趣旨

ア 東・西NTTの業務範囲を地域電気通信業務等に制限している現行の業務範囲規制は、NTT再編成において、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離し、不当な内部相互補助の防止や接続ルールの公平な適用等を可能とすることにより、東・西NTTの地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、公正な競争を確保する趣旨で設けられているものである。

イ 平成13年のNTT法改正により、東・西NTTの業務範囲規制を一部緩和することとしたのは、

- ① 東・西NTTが既存の経営資源を活用した新たな業務を営むことを可能とすることにより、高コスト構造の改善等の経営効率化に資することが期待され、
- ② 昨今の技術革新による新しい技術的可能性の増大に対応した新たなサービス、例えば、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスの提供を認めることにより、利用者利便の向上に資することが期待されるためである。

ウ ただし、東・西NTTの業務範囲規制は、公正な競争を確保する上で重要な要素であるため、東・西NTTが活用業務を営むことにより、NTT再編成の趣旨が没却されることがないように、「電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がないと認められることを要件としたものである。

⁴ 東・西NTTの地域電気通信業務等に関し、同社からの受託業務を主たる業務とする子会社等の経営資源についても、必要に応じて考慮する。

(2) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の内容

次のような場合には、地域通信市場における市場支配力を濫用することにより、東・西NTTが活用業務に関する市場において公正な競争を歪めることとなることから、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」⁵があると認められる。

- ① 東・西NTTが活用業務を営むに当たり、ボトルネック設備や独占的業務において獲得した顧客情報を用いる一方で、競争事業者が同様の業務を営む際にこれらを東・西NTTと同等の条件で利用できないことにより、活用業務に関する市場において競争事業者との競争上優位な立場に立つ場合
- ② 競争事業者が東・西NTTの活用業務と同様の業務を営む場合に、その業務を妨害する反競争的行為を行う場合
- ③ 活用業務を営むに当たり、関連するISPやコンテンツ提供事業者、電気通信設備の製造業者等を不当に差別的に取り扱ったり、その業務に対し不当な規律、干渉を加える場合

(3) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の審査

ア 東・西NTTは、Ⅱ(1)に掲げる資料に基づき、活用業務を営むことにより電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれがないことについて説明すること。

イ 東・西NTTが活用業務を営むことによる「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の有無の審査は、次の過程に従って行う。

<p><u>STEP 1</u> 東・西NTTが活用業務を営むことにより、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度について評価する</p> <p><u>STEP 2</u> その上で、当該「おそれ」の程度に応じ、公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かを判断する</p>

(7) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度の評価

⁵ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成18年5月公正取引委員会・総務省）において、「電気通信事業法上問題となる行為」として、例えば、次のような行為を列挙している。

- (1) 他の電気通信事業者との接続に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（P.16第1の3(2)エ①）
- (2) 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること（P.31第3の3(1)イ(7)㉓③）

- a 地域通信市場において市場支配力を有する東・西NTTが現行の業務範囲に係る制限を超えて新たな競争分野に進出するに当たり、十分な公正競争確保措置が講じられなければ、東・西NTTの市場支配力が濫用されることによつて「電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性は高いものとなる。
- b 東・西NTTが活用業務を営むことによつてもたらされる「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度は、通常、地域通信市場における競争の進展状況や活用業務として営む具体的な業務の内容やその提供形態等により異なることがあり得るものであり、個別の事案ごとに、次のような要素を重点的に考慮する。

- ① 地域通信市場における競争の進展状況
- ② ボトルネック設備（エッセンシャル・ファシリティ）との関連性
- ③ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

① 地域通信市場における競争の進展状況⁶

一般に、地域通信市場における競争が進展した場合には、東・西NTTが地域通信市場における市場支配力を活用業務に関する市場において濫用する可能性は低下すると考えられる。

他方、地域通信市場における競争が進展しているとは言い難い場合には、活用業務に関する市場において独占的な地位が濫用されるおそれが大きいと判断される。

こうした場合には、公正競争を確保するための措置が必要であり、それによつて活用業務に関する市場において独占的地位が濫用されるおそれが生じないことを見極めた上で、東・西NTTの活用業務に係る認可の判断を行う。

② ボトルネック設備（エッセンシャル・ファシリティ）との関連性

競争事業者が東・西NTTの営む活用業務と同様の業務を営む上で、東・西NTTの設置するボトルネック設備への依存度が大きい場合には、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請は高まることとなる。

このため、活用業務の提供形態におけるボトルネック設備との関連性等について考慮する。

③ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携

⁶ 地域通信市場における競争の進展状況の評価に当たっては、総務省において平成15年度より実施している競争評価の結果を可能な限り活用する。ただし、地域通信市場として、その新規性等により市場が十分に形成されていないものについての評価を行う際には、活用業務に関する市場への影響が必ずしも明確ではないことから、特に慎重な評価を行う。

市場支配的な電気通信事業者⁷である東・西NTTが、活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携⁸を行う場合、その市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがある。

したがって、東・西NTTの活用業務に係る認可の判断に当たっては、他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を考慮する。

(イ) 公正な競争を確保するために必要な措置

- a 東・西NTTが活用業務を営むに当たっては、東・西NTTの地域通信市場における市場支配力が濫用されること等により、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼす」ことのないように、必要かつ十分な公正競争条件が確保されていなければならない。
- b そのためには、競争事業者と東・西NTTとの間において、接続条件の同等性や、顧客情報へのアクセスの同等性を確保することなど、競争事業者が東・西NTTと同様の業務を営む上で重要かつ不可欠な要素について、東・西NTT自身と競争事業者の同等性を確保するために必要な措置を東・西NTTが講ずることが求められる。
- c この場合における同等性には、内容のみならず時期の同等性も含み得るものであり、競争事業者が東・西NTTの活用業務と同種の業務を営む際に、東・西NTTの保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、東・西NTTが当該業務を開始する時点までに、競争事業者が東・西NTTと同等の条件で同種の業務の提供を開始できる環境が整備されていることを基本とする。その場合、競争事業者が同種の業務を開始するまでに十分な時間的余裕をもって試験を実施できるよう、所要の技術情報の開示や関連設備の使用許諾等が迅速かつ円滑に行われることが必要である。ただし、それによって、東・西NTTの研究開発意欲を損ない、又は業務開始を不当に遅らせることのないよう留意する必要がある。
- d 総務大臣は、個別の業務ごとの「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度に応じて、個別の事案ごとに、Ⅱ(1)の⑦に掲げる資

⁷ 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第34条第2項に規定する第二種電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち同法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

⁸ 東・西NTTがNTTドコモと連携する場合のほか、東・西NTT間において連携する場合が該当する。

料において東・西NTTが講ずることとした具体的な措置の必要性及び妥当性を判断する。

その際、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれのない範囲で、東・西NTTのインターネット関連サービス等への進出を認めることにより、経営の効率化や利用者利便の向上に資するという平成13年のNTT法改正の趣旨にも十分配慮する。

- e 総務大臣は、公正な競争を確保するために必要と認めるときは、Ⅱ(1)の⑦に掲げる資料において東・西NTTが講ずることとした措置に加え、認可に当たって条件を付すことにより追加的な措置の実施を求める。

(4) 今後想定される具体的業務に関する基本的な考え方

東・西NTTから申請のあった業務については、上記(3)に掲げる考え方及び過程に沿って「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の有無を審査するものであるが、今後想定される具体的な業務について審査を行う際の基本的な考え方は、別紙2のとおりである。

Ⅳ 処分のプロセス

1 第三者からの意見聴取

- (1) 一般に、行政庁が申請に対する許認可等の処分を行うに当たり、「申請者以外の者の利害を考慮すべきことが法令において許認可等の要件とされているものを行う場合」には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない旨が行政手続法（平成5年法律第88号）に定められている（同法第10条）。

NTT法という特別の法律に基づく行政処分である活用業務の認可については、行政手続法第10条の規定は適用されない（同法第4条第2項）が、現時点で想定されない新たな業務が出現する場合等には、市場全体や利害関係を有する競争事業者に対しどのような影響を及ぼすこととなるかが必ずしも明確ではないことから、本件認可申請に対する処分に際しては、行政手続法の趣旨を踏まえ、軽微と認められる事案を除き、原則として競争事業者等の意見を聴く機会を設ける。

[参考条文] 行政手続法第10条

（公聴会の開催等）

第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会

の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

- (2) 意見の聴取に当たっては、パブリック・コメントを招請することにより対応する。また、類似の活用業務が過去に存在しない等の理由により、特に慎重な検討が必要と認められる場合においては、パブリック・コメントを複数回招請する。ただし、パブリック・コメントを招請する場合には、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する。

2 標準処理期間

- (1) 総務大臣は、活用業務の認可の申請を受けた後、原則として次の期間内に認可の可否を決する。
- ① 軽微と認められる事案⁹については、パブリック・コメントを招請せず、1か月以内
 - ② パブリック・コメントを1回招請する場合には、3か月以内
 - ③ 特に慎重な検討が必要と認められるため、パブリック・コメントを複数回招請する場合には、4か月以内
- (2) 総務大臣は、認可の可否を決した場合には、その理由を付して申請者に通知するとともに、これを公表する。

V ガイドラインのフォローアップ

- (1) 本ガイドラインは、現時点において想定される範囲内で、東・西NTTがその業務範囲を拡大するに当たり、公正競争上講ずべき各種措置等についての考え方を明らかにしたものであるが、東・西NTTが今後様々な取組を行うことにより、市場の状況も変化していくことが考えられる。

このため、本ガイドラインは、東・西NTTによる各種取組の状況や市場の状況を注視しつつ、具体的な事例の積重ねを通じて適宜見直しを行う必要があり、その際にはパブリック・コメントを招請する。

- (2) また、活用業務の認可後においても、活用業務に関する市場において公正競争

⁹ 軽微と認められる事案の例としては、東・西NTTが地方自治体の公共ネットワーク構築等を行うに当たり、行政区域とNTT法上の都道府県の区域が異なることに起因してNTT法上の県間通信を行うこととなる場合が挙げられる。

が確保されているかについて、東・西NTTによる実施状況等の報告を踏まえつつ、引き続き注視していく。

この点につき、総務省では、平成19年度より競争セーフガード制度を運用することとしており¹⁰、同制度の運用の中で、認可に当たって付した条件の有効性・適正性を検証するとともに、併せて東・西NTTが公正競争を確保するために講ずることとした措置の遵守状況を検証する。

検証の結果、公正な競争を確保するために講ずることとされた措置が十分に確保されていない場合や、認可後の社会的経済的事項の変化により、認可に際して講ずることとされた措置のみでは公正競争を確保するために十分でないと認められるに至った場合には、NTT法又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を含む。)に基づき、所要の措置を講ずる。また、上記措置のうちその役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。

- (3) なお、本ガイドラインに基づき、NTT法上東・西NTTが公正競争を確保するために一定の措置を講ずることとした場合であっても、当該事項につき、電気通信事業法に基づき接続ルール等の一般ルールとして制度化することが妨げられるものではなく、これらのルール化は、電気通信市場全体の状況等を勘案しつつ、別途検討が進められるものである。

VI その他

本ガイドラインは、改正ガイドラインの公表の日から運用することとする。

¹⁰ 「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(平成19年4月18日公表)参照。

東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置 ～公正競争を確保するための7つのパラメータ～

1 ネットワークのオープン化

東・西NTTが活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うとともに、接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠と認められる場合には、競争事業者が同様の業務を営むことができるよう、東・西NTTは、接続等の迅速性、公平性を確保すること。

具体的には、その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが省令で義務付けられていない場合であっても、東・西NTTは、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。

また、東・西NTTが活用業務を営むために県間のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合には、当該調達に当たっての透明性・公平性を確保すること。

さらに、活用業務を営むに当たり、東・西NTTが既に構築した第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合には、当該変更の概要を作成し、開示すること。

2 ネットワーク情報の開示

東・西NTTは、東・西NTTの活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード（端末設備を含む。）又はソフトの技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格（又は無償）で提供すること。

また、競争事業者のサービス提供に影響を及ぼし得るネットワークの変更を行う場合には、当該変更に先立ち、そのネットワーク情報を事前に開示すること。

その際、開示すべき情報の内容、時期及び方法については、接続約款における技術的条件の記載や網機能計画の届出に準じて行うこと。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

東・西NTTは、東・西NTTの活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、東・西NTTが活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用することを可能とすること。

この際、東・西NTTが保有している又は新たに構築するOSS（オペレーション・サポート・システム）を活用業務に利用することとなる場合で、競争事業者が同様の業務を営むために当該OSSの利用が必要不可欠である場合には、自らが利用する場合と同等の条件で競争事業者が当該OSSを利用可能とすること。

4 営業面でのファイアーウォール

東・西NTTは、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者が東・西NTTの活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報を東・西NTTと同等の条件で利用できないこと又は東・西NTTが競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。

例えば、独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。

また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。

なお、東・西NTTが活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること。

5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

東・西NTTは、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されてい

ないことを客観的に検証可能とすること。

なお、東・西NTTが活用業務に係る営業活動等¹¹を子会社等に委託する場合には、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

6 関連事業者の公平な取扱い

活用業務を営むに当たり、東・西NTTが資本関係等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、東・西NTTにおいて、コンテンツ提供事業者やISP事業者その他の電気通信事業者等との提携条件の公表等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。

また、東・西NTTが、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築することや、排他的な共同営業を行わないこと等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。

さらに、競争事業者が東・西NTTの活用業務と同種の業務を営む際に、東・西NTTの保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、東・西NTTと競争事業者との間における時期の同等性を確保するため、東・西NTTは、事前の情報開示等、活用業務を開始する時点までに競争事業者が東・西NTTと同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること。

7 実施状況等の報告

東・西NTTは、上記の1～6の各種措置の実施状況並びに活用業務の収支状況及び利用状況について、毎年、総務大臣に報告するとともに、これを公表すること。

ただし、経営上の秘密に属する等の理由により、公表することが困難である事項については、申請の時点において当該事項を明らかにするとともに、その理由を具体的に示すこと。

¹¹ 「等」には、保守・工事が含まれる。

今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方

1 固定・移動融合（FMC）サービス

(1) 活用業務認可が必要となる場合

東・西NTTが自らの固定通信業務を移動通信業務と組み合わせて提供する固定・移動融合（FMC）サービスについては、東・西NTTが都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなる場合、当該サービスは活用業務に該当し、総務大臣の認可を受けることが必要である。

(2) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度の評価

東・西NTTが活用業務に該当するFMCサービスを提供する形態として、様々な場合が考えられるが、そのうち、NTTドコモ¹²と連携してFMCサービスを提供する場合については、NTTドコモは電気通信事業法第30条第1項の指定を受けた市場支配的な電気通信事業者であることから、固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することにより、NTTドコモ以外の電気通信事業者との間における実質的な公平性の確保を困難とし、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの蓋然性は高いものとなる。

また、移動通信業務に関する公正競争確保のため、NTT法附則第2条に基づき講ずる措置（政府措置）として、平成4年7月に日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離（以下「移動体分離」という。）が行われている。移動体分離の際に課されている公正競争要件に反する態様での連携を行うことは、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれを生じることとなる。

(3) 公正な競争を確保するために必要な措置

上記(2)を踏まえ、東・西NTTがNTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合において、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが生じないためには、東・西NTTは、NTTドコモ以外の電気通信事業者との連携が

¹² 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（NTTドコモグループ9社）をいう。

実質的に不可能となる態様での連携によるサービス提供を行わないこと及び移動体分離の際の公正競争要件に反しないことが必要である。

具体的には、東・西NTTは、公正な競争を確保するために必要な措置として、次の措置を講じること。

ア NTTドコモと別個の設備の構築

上記連携によるFMCサービスの提供に当たっては、東・西NTTは、伝送路設備、交換設備及び課金・認証・サービス制御の機能を有する設備等について、原則としてNTTドコモと別個に構築した上で業務を営むこととするが、これにより難しい場合においても、排他的な設備の共用を行わないこと。

これは、「新会社¹³は、可能な限り、NTT¹⁴と別個の伝送路を構築するもの」という移動体分離の際の公正競争要件に沿ったものであるとともに、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定¹⁵に基づき、東・西NTTとNTTドコモの連携の形態が、他の電気通信事業者との連携の形態と同等となることを確保する必要があることによる。

イ NTTドコモとの共同営業の禁止

上記連携によるFMCサービスの提供に当たり、東・西NTTは、NTTドコモとの排他的な共同営業を行わないこと。

例えば、東・西NTTは、NTTドコモの提供するサービスと同一の名称によるサービスの提供を行わないこと。

これは、東・西NTTがNTTドコモと共同営業を行う場合、東・西NTTとNTTドコモのブランド力が相乗的に機能する等により、競争事業者との同等性が確保されなければ公正競争が阻害されることとなるためである。

2 次世代ネットワーク（NGN）

(1) 活用業務認可が必要となる場合

ITU-T 勧告に基づく次世代ネットワーク（NGN）は、様々なサービスの実現を可能とする統合網であり、トランスポートストラタムとサービスストラタム

¹³ 現在の NTT ドコモグループ 9 社に相当する。

¹⁴ 現在の日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に相当する。

¹⁵ 電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号において、市場支配的な電気通信事業者は、「その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」をしてはならないとされている。

の二層により構成されることを特徴とするものである。NGN の構築及び NGN を利用したサービスの提供に当たり、東・西 NTT が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなる場合においては、活用業務に該当し、総務大臣の認可を受けることが必要である。

(2) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度の評価

NGN の構築及び NGN を利用したサービスの提供に当たり、共に固定通信分野における市場支配的な電気通信事業者である東・西 NTT が連携することは、他の電気通信事業者との実質的な公平性の確保を困難とし、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの蓋然性は高いものとなる。

(3) 公正な競争を確保するために必要な措置

上記(2)を踏まえ、東・西 NTT が連携して NGN を構築し、又は NGN を利用したサービスを提供する場合において、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが生じないためには、他の電気通信事業者との連携が実質的に不可能となる態様での連携によるネットワークの構築及びサービスの提供を行わないことが必要である。

具体的には、東・西 NTT は、トランスポートストラタム及びサービスストラタムに属する設備等について、両者が別個に構築した上で業務を営むこと。

これは、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、NGN の構築に当たり、東・西 NTT の一方が他方の保有する設備を利用することとなる場合においても、東・西 NTT 以外の電気通信事業者が同等の条件で当該設備を利用可能とする必要があることによる。